

令和6年4月26日

保護者 様

久喜市立久喜南中学校
校 長 塩崎 陽子

いじめ対応における警察との連携について

穀雨の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会教育長から、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和5年2月8日付け）が通知されました。いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、被害生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、学校が組織的かつ迅速に対応していくことが重要です。また、犯罪行為（触法行為を含む）として取り扱われるべきいじめなど、学校だけでは対応しきれない場合もあり、生徒の命や安全を守ることを最優先に、警察に相談・通報を行い適切な援助を求めることも必要とされています。

つきましては、この通知に基づき、令和5年4月28日にいじめ対応における警察との連携についてお知らせしたところです。下記の内容につきまして、今後とも御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 警察との相談・通報及び連携における基本的な考え方

- (1) 学校と警察は、生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行う。
- (2) 特に、①学校の内外で発生した生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、②被害生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対しては、警察に相談・通報し、援助を求める。

（添付資料1「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」（文部科学省）参照）

2 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

学校は、個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報が警察とできるよう、体制の構築に取り組む。